

湯沢市こども計画策定支援業務に係る制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

令和6年4月2日

湯沢市長 佐藤 一夫

1. 入札に付する事項

- | | |
|-------------|-----------------------|
| (1) 委託業務の名称 | 湯沢市こども計画策定支援業務 |
| (2) 履行期間 | 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで |
| (3) 委託概要 | 別紙仕様書のとおり |
| (4) 最低制限価格 | 設定しない |

2. 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 東北管内に本社、支社、支店又は営業所を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 湯沢市物品購入等競争入札参加資格者登録要綱（平成17年湯沢市告示第12号）に基づく物品等入札参加資格者名簿に登録された者のうち、営業種目に「福祉計画・調査」の登録があること。
- (5) 公告の日から入札の日までの間に、湯沢市建設工事等入札参加者指名停止基準並びに湯沢市物品購入等競争入札参加資格者指名停止基準による指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 過去（平成30年度から令和5年度まで）に、次に掲げるすべての計画等の策定業務の受託契約を締結し、これらを誠実に履行した実績がある

こと。

- ① 子ども・子育て支援法に基づく第2期子ども・子育て支援事業計画
(秋田県内での受託実績1件以上、秋田県以外の東北管内での受託実績1件以上)
 - ② 社会福祉法に基づく地域福祉計画(東北管内での受託実績1件以上)
 - ③ 子どもの貧困対策の推進に関する法律こどもの貧困対策整備計画
(東北管内での受託実績1件以上)
- (7) 個人情報保護のため、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与する「プライバシーマーク」を取得していること及び個人情報の取扱いを適切に行う体制を社内規則等で定め、適切に運用していること。

3. 入札参加申し込み等

- (1) 入札に参加しようとする者は、次のとおり「一般競争入札参加申込書」必要な書類を添付して持参又は郵送により提出しなければならない。
 - ① 提出書類
 - ア 一般競争入札参加申込書(様式第1号)
 - イ 計画等策定実績調書(様式第2号)
 - ウ イに記載した計画等策定実績を証する書類(契約書の写し等)
- (2) 入札参加申し込み等の提出期間
 - ① 期 間 令和6年4月3日(水)から令和6年4月11日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日は除く)
 - ② 時 間 午前9時から午後5時まで
 - ③ 提出場所 〒012-8501
湯沢市佐竹町1番1号
湯沢市子ども未来課児童福祉班
(湯沢市役所本庁舎1階)
 - ④ 提出部数 1部(持参又は郵送により①の期間内必着にて提出すること)
 - ⑤ 用紙の配布 湯沢市子ども未来課児童福祉班において、公告日よりホームページ上に掲載する。

4. 入札参加通知等

一般競争入札参加申込みがあった者に対し、資格の有無を確認した後、その結果を令和6年4月12日（金）までに電子メールにより通知する。

5. 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 設計図書等については、公告の日から湯沢市ホームページに掲載する。
- (2) 設計図書等に対する質問は、令和6年4月12日（金）までに電子メールで受け付ける。質問書については、申請者が様式を任意に作成し、湯沢市子ども未来課児童福祉班へ送信する。
- (3) 回答は、令和6年4月16日（火）までに電子メールで行う。

6. 入札執行の場所及び日時

- (1) 日 時 令和6年4月18日（木）午後1時30分
- (2) 場 所 湯沢市役所本庁舎3階 会議室32

7. 入札保証金に関する事項

湯沢市財務規則第104条の規定による。

8. 入札無効に関する事項

湯沢市財務規則第109条の規定による。

9. その他

- (1) 入札参加申込等の説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 入札参加申込書により参加の申し出があった者に対し、必要と認められた場合には説明を求めることができる。
- (3) 提出された一般競争入札参加申込書等は返却しない。なお、一般競争入札参加申込書等を公表し、または無断で使用することはしない。
- (4) 入札参加申込書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 履行期間は、事情により変更することがある。
- (6) 入札参加者は、設計図書、仕様書等を熟知し、湯沢市財務規則、湯沢

市建設工事等競争入札心得及び入札に当たっての留意事項を遵守すること。

(7) 本契約には別添「個人情報取扱特記事項」が含まれます。

10. 問い合わせ先

〒012-8501

湯沢市佐竹町1番1号

湯沢市子ども未来課児童福祉班

電話78-0166（直通）

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び以下の事項を遵守し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(取得の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を実施するために取得する個人情報については、当該業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(目的外利用及び提供の制限)

第4 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理その他の必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

3 受注者は、この契約による業務の従事者に対して、その在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第6 受注者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他正社員以外の労働者（以下「正社員以外の労働者」という。）に行わせる場合は、正社員以外

の労働者に、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(複写・複製等の制限)

第7 受注者は、発注者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務を実施するために発注者から引き渡された個人情報記録された資料等の複写、複製、又は持ち出しを行ってはならない。

(再委託の制限)

第8 受注者は、この契約による業務を実施するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託(受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)に委託する場合を含む。)又はこれに類する行為(以下「再委託」という。)をしてはならない。

2 受注者は、前項の承認を得て再委託をする場合には、再委託先に対し、発注者及び受注者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託に係る連帯責任)

第9 受注者は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託先に対する管理及び監督)

第10 受注者は、再委託をする場合には、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理及び監督を行うとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督状況を報告しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第11 受注者は、この契約による業務を実施するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、業務完了後、直ちに発注者の指示に基づいて返還、廃棄、又は消去しなければならない。

2 受注者は、前項の資料等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等個人

情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

(遵守状況に関する報告)

第12 受注者は、発注者からこの特記事項の遵守状況について報告を求められた場合には、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。

(監査等)

第13 発注者は、この契約による業務の実施に伴う個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。受注者及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、発注者又は発注者の指定した者の行う監査等に協力しなければならない。

2 発注者は、前項の目的を達成するため、受注者及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の実施に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時における報告等)

第14 受注者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示のもとセキュリティ上の補完、情報の修復等の措置をとるとともに再発防止の措置を講じなければならない。

2 発注者は、前項の事態が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、受注者及び再委託先の名称等の必要な事項を公表することができる。

(契約の解除及び損害の賠償)

第15 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

2 受注者は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。